

令和7年度

小野市国民健康保険事業計画

令和7年4月

市民課

1 基本方針

令和7年度の国民健康保険事業については、計画的かつ効率的な運営を目指として、次に掲げる主要事業の積極的促進を図るため事業計画を策定し、その執行にあたっては進捗状況の把握等に十分留意するものとする。

2 主要事業

令和7年度の国民健康保険事業の運営にあたっては、次に掲げる事業に重点を置いて取り組むものとする。

- (1) 収納率向上対策事業について
- (2) 適用適正化対策事業について
- (3) 医療費適正化対策事業について
- (4) 広報啓発事業について
- (5) 保健事業及び特定健康診査等について
- (6) マイナンバーカードと健康保険証の一体化について

3 個別重点取組事項

(1) 収納率向上対策事業について

収納率向上対策事業の充実・強化を促進するため、徴収部門と連携しながら対応するものとする。

【令和7年度国保税目標徴収率】

現年度課税分 96.3%

※被保険者数3千～1万人未満 全国上位 50%

① 滞納者の把握

税滞納者の実態(所得・職業・滞納原因等)を把握、分析し、個々の資力に応じた徴収計画を策定、実施する。

② 口座振替・コンビニ収納・スマホ納税の推進

納付書発送時や広報紙への記事掲載、窓口でのペイジーの案内などあらゆる機会を捉え口座振替納付の勧奨に努める。また、平成24年度から納税者の利便性を確保するため、休日・夜間も支払が可能なコンビニ収納、平成30年6月からいつでもどこでも納付ができるスマートフォンアプリ決済等を実施し、様々な機会に利用を周知する。

③ 悪質滞納者対策

自主的な納付が見込まれないと判断した事案について、滞納者の財産調査を行い、預貯金を中心とした差押えなどの滞納処分を執行する。

④ 特別療養費の支給に係る事前通知及び資格確認書(特別療養)の交付

特別な事情がないにもかかわらず、一定期間、国民健康保険税を滞納している者は、特別療養費の支給対象とする。対象者に対しては、税の公平負担の観点から、文書による納付催告、納税相談、滞納処分等により、滞納者と接触を図り滞納額の縮減に努める。

なお、納付催告、納税相談等に全く応じない者に対しては、特別療養費の支給に係る事前通知を交付の上、資格確認書(特別療養)を交付する。

(2) 適用適正化対策事業について

被保険者資格の適正な適用事務は国保事業を運営する上で基本的事項であり、その資格の的確な把握を行うものとする。

① 保険資格重複適用者対策について

日本年金機構と連携を図り、国民年金第1号・第3号被保険者資格喪失者一覧表を活用して、厚生年金保険等の資格を取得した者に対して、国保の資格を確認し国保と社保の保険資格が重複していると思われる者に対し、保険資格の異動手続きを促す。

② 適正な賦課について

税務課と協力し適正な所得の把握に努め、所得申告の指導を徹底する。未申告者に対しては、保険税の軽減措置などが講ぜられないなど、申告の必要性を窓口やHPで周知する。

③ 居所不明被保険者実態調査について

国民健康保険資格確認書、納税通知書、督促状等の返戻分について調査票を作成の上、実態調査を行い台帳整理し、その後、市民係に住民登録の職権消除の依頼を行う。

(3) 医療費適正化対策事業について

保険者として国保事業の健全性を維持するため、医療の実態を把握し分析・点検することにより、適正な医療費の支出を実現するものとする。

① レセプト点検事業について

ア レセプト点検業務の概要

レセプト点検業務の強化を図るため、市担当職員に加えレセプト点検事務に精通した委託業者のもとで内容点検・縦覧点検し、資格、請求点数、給付発生原因等の点検を行う。

また、これらの月例事務の事後処理として、過誤調整、再審査請求及び不当利得等に伴う返還請求、第三者行為に伴う損害賠償請求等を実施する。

イ 事務処理体制

医療機関におけるレセプト請求事務の経験者及び医療事務の修了者により、レセプト点検業務を行う。

② 医療費通知について

ア 通知目的

被保険者に対して保険医療機関等で治療を受けた時の医療費を通知することにより、保険者負担の動向、医療費の適正化、健康に対する認識等の啓発を目的とする。

イ 通知回数

1年間分の医療費を年6回に分けて通知する。

ウ 通知内容

受診者氏名、診療年月、診療区分(入院・入院外・歯科・調剤の別)、日数、総医療費の額、保険者負担額、診療を受けた医療機関等名を通知する。

③ 第三者行為求償事務について

交通事故等による第三者行為求償事務については、直接的に医療費の適正化に連動することから積極的に対応する。

また、第三者行為の把握のため、レセプト点検員による傷病名からの発見、地元医師会や救急搬送病院に対して、連絡等の協力を依頼するとともに交通事故

にあった場合などの届出を確実に行うよう周知する。

④ 重複受診者及び頻回受診者に対する訪問指導

医療費適正化のため、レセプト点検調査から重複・頻回受診者リストを抽出し、同一傷病について、同一診療科目の複数の医療機関に同一月内に受診する「重複受診者」や同一傷病について同一月内に同一診療科目を多数回受診する「頻回受診者」へ指導通知書の発送及び架電による指導を実施する。

⑤ 療養費の適正化について

年々増加している療養費の適正化に向け、柔道整復施術等療養費支給申請書の内容について、専門的な知見を有する委託業者による点検を実施することで、給付の適正化を図る。

⑥ ジェネリック医薬品差額通知について

ア 通知目的

被保険者が調剤薬局等で処方を受けた場合の先発医薬品との差額を通知することにより、可能な限りジェネリック医薬品を選択してもらい、患者負担の軽減、医療保険財政の改善に資することを目的とする。

イ 通知回数

年8回通知する

ウ 通知内容(予定)

- (1) 調剤レセプトのみ
- (2) 先発医薬品との差額が1薬剤 300 円以上差のある者
- (3) 長期服用傾向の薬剤

(4) 広報啓発事業について

国民健康保険制度への理解を深めるため、下記の内容について広報啓発に努めるものとする。

① 国保事業への理解促進

国保事業の円滑な運営を確保するために、国保事業全般を分かりやすく解説した小型の冊子を作成、窓口等での制度説明時に配布・対面説明し、国保事業への理解を深める。

② 被保険者資格届出の周知

国民皆保険制度の趣旨を徹底するため、被保険者資格の取得・喪失届出の励行に重点をおいた広報活動を実施する。

③ 適正な保険利用の推進

医療費通知等、被保険者による医療費への理解に加え、資格確認書更新時にその時々の重点課題(例：ジェネリック医薬品の促進や第三者行為、柔道整術師にかかるとき等)のパンフレットを全被保険者世帯に配布して知識の普及を図る。

④ 市広報紙の活用

「広報おの」紙面で、国保制度・適用関係など記事を掲載し、国保事業への理解が深まるように努める。

⑤ インターネット等の活用

市のホームページや各種SNSで国保制度の概要、保健事業等についての紹介に努める。

(5) 保健事業及び特定健康診査等について

被保険者の健康維持・増進のため、下記の事業を展開する。

① 人間ドック助成事業

人間ドックを利用することで疾病予防、早期発見・早期治療により健康の保持増進につながることから、受診者に対し助成を行い保健事業の推進に努める。

【令和7年度国保人間ドック助成額】

北播磨総合医療センター （1泊2日） 45,500 円

（1日のみ） 28,000 円

（フレイルドック） 18,500 円

その他の医療機関 費用の 1/2 又は 14,000 円を上限

② 特定健康診査等の実施

生活習慣病の早期発見と、健康保持増進に資することを目的に実施する。継続して健康診査を受診する重要性を広くPRし、受診率の向上を図るとともに、医療機関及び健診事業担当課と連携して効果的な事業を実施する。

【令和7年度国保特定健診目標受診率等】

特定健診受診率 45%

特定保健指導実施率 50%

メタボリックシンドローム該当者予備群の減少率 H20年度比 25% 減

※数値は第4期特定健診等実施計画より

③ 生活習慣病重症化予防対策の実施

令和5年度に策定した第3期データヘルス計画に基づき、生活習慣病の発症、重症化を防ぐため、レセプトデータ、特定健診データを効果的に活用した事業を実施する。

ア 生活習慣病の治療放置や未治療の被保険者を医療機関につなぐために、早期受診を勧奨する。

イ 生活習慣病の発症・重症化の予防のための教室を開催する。必要性のある被保険者には、個別の保健指導を実施する。

(6) マイナンバーカードと健康保険証の一体化について

令和6年12月2日以降、マイナンバーカードと健康保険証が一体化され、健康保険証の利用登録をしたマイナンバーカード(マイナ保険証)を基本とする仕組みに移行しているが、引き続き、保険診療を円滑に受けることができるよう対応を進める。

① 資格確認書等の交付

現行の保険証は有効期限(最長で令和7年7月31日)まで使用できる。令和7年度以降は、マイナ保険証の利用登録者には資格情報のお知らせを交付し、マイナンバーカードでの資格確認ができない被保険者には資格確認書を交付する。

② 特別療養費の支給の事前通知

長期にわたる国民健康保険税の滞納者に対して交付していた資格証明書に代えて、特別療養費の支給に変更する旨の事前通知を交付する。